



平成 23 年 4 月 8 日

東北地方太平洋沖地震災害に伴う他行預金払戻の特別措置の実施について（対象金融機関の追加）

このたびの「東北地方太平洋沖地震」による被災地の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

筑波銀行（頭取：木村 興三、本店：茨城県土浦市）では、平成 23 年 4 月 8 日（金）より、東北地方太平洋沖地震災害に伴う特別措置として、下記銀行とお取引のある方に対し、「代理現金払戻」を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取扱開始日 平成 23 年 4 月 8 日（金）
2. 対象のお客さま 東北地方太平洋沖地震により被災された方で以下の対象金融機関とお取引のお客さま（個人・法人）
3. 対象となる金融機関（今回追加する金融機関）
庄内銀行、山形銀行、きらやか銀行（以上本店：山形県）
岩手銀行、東北銀行、北日本銀行（以上本店：岩手県）
七十七銀行、仙台銀行（以上本店：宮城県）
大東銀行（以下本店：福島県）
【既に実施済みの金融機関】
東邦銀行、福島銀行（以上本店：福島県）
4. 対象預金科目 普通預金、当座預金、貯蓄預金、納税準備預金
※その他の預金については、窓口にご相談下さい。
5. 本人確認 本人確認資料のご提示をお願いいたします。
※本人確認資料をお持ちでない場合、窓口にご相談下さい。
6. 払戻（現金支払）限度額 1 口座あたり 1 日 10 万円以下（預金残高の範囲内で千円単位）
7. 取扱店舗 当行の全店舗

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

筑波銀行総合企画部調査広報室 鈴木（内線 3730）

TEL 029-859-8111